

狛江市市民協働事業提案制度

(令和6年度募集要領)

◇市民協働事業提案制度とは

地域には、自然・環境、都市基盤、子育て・福祉・健康づくり、教育・文化等、様々な分野にわたって公共的な課題があります。

市民協働事業提案制度は、そうした地域にたくさんある悩みごとを解決するために、市民活動団体の持つ力と行政の持つ力をともに活用し、効果的に課題解決へ取組むことができる制度です。

市HPはこちらから



◇制度のメリット

市民活動団体にとってのメリット

- 行政が持つ情報や知識を活用して事業を実施することができるため、それらを団体の活動内容に活かしていくことができます。
- 行政と協働で事業を実施することで、団体の信用度を高めることができます。
- 団体として新たな展開やステップアップが図られ、その足がかりとすることができます。

行政にとってのメリット

- 市民活動団体と一緒に事業に取組むことで、団体が持つ専門知識やノウハウを知ることができ、意識醸成に繋がります。
- 行政が気付かなかった公共課題を知ることができ、多様化する市民ニーズに対応していくことができます。

両方にとってのメリット

- 事業の企画や運営、広報活動、会場・資金の確保などをお互いの得意分野で役割分担することができ、より効果的な事業の実施が期待できます。

募集期間：令和6年5月1日（水）～6月21日（金）

※提案を希望される方は、必ず事前相談を行ってください。（要事前予約）

提出・問合せ先

狛江市企画財政部政策室市民協働推進担当

TEL:03-3430-1164 メールアドレス：kyodot@city.komae.lg.jp

狛江市市民活動支援センターこまえくぼ1234 ※事前相談の予約もこちらまで

TEL 03-5761-5556 メールアドレス：info@vc.komae.org

【注意！】市民協働事業提案制度は、市が補助金を出す制度ではありません。行政とともに課題解決に取組む制度です。

目次

◇市民協働事業提案制度とは.....	1
◇制度のメリット.....	1
◇募集する提案.....	2
◇提案制度の要件.....	3
◇市民提案型.....	4
<提案から事業実施までの流れ>	4
<令和 6 年度のスケジュール>	5
<申請に必要な書類>	5
◇行政提案型.....	6
<提案から事業実施までの流れ>	6
<令和 6 年度のスケジュール>	7
<申請に必要な書類>	7
<令和 6 年度行政提案型募集テーマ一覧>	8
<令和 6 年度募集テーマの事業概要>	9
◇審査の方法.....	19
◇審査のポイント.....	19
◇提案のポイント 「市民協働の意味を念頭に置く」.....	20
◇経費の考え方.....	21
◇市総合基本計画施策一覧.....	22
◇過去の採択事業.....	23
◇申請書等の記入例.....	25
◇泊江市市民活動支援センターの活用.....	31

※申請書類は市HPからダウンロードできます

ホーム > 市政情報 > 参加と協働のひろば > 市民参加と市民協働に関する提案制度

> 市民協働事業提案制度とは

泊江市 提案制度

検索



◇募集する提案

1) 市民提案型

市民活動団体の活動内容を十分に活かせる分野にて、団体自身が自由にテーマを設定し、行政と協働で実施することで、団体のステップアップ等に繋げるための事業提案

2) 行政提案型 ※令和 6 年度の募集テーマの詳細については、P 8 ~P 9 を御確認ください。

泊江市の各担当部署にて抱える行政課題に基づいて、泊江市がテーマを提示し、市民活動団体と協働で取り組むことで、より効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業提案

◇提案制度の要件

◆提案できる団体

『泊江市市民活動支援センターこまえくば 1234』に登録のある団体

※登録方法の詳細はこまえくば 1234 にお問い合わせください。既に登録済の場合、新たな登録は不要です。

(団体登録の主な要件)

1. 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害さないこと。
2. 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。
3. 特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしないこと。
4. 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと。
5. 支援センターの設置の目的に反した利用をしないこと。
6. 団体の構成員が3人以上で、泊江市内を中心に活動を行い、又は行おうとしていること。
(団体のみ)
7. 団体の組織及び活動のため代表者を置き、成人している者の監督下にあること。(団体のみ)

◆対象事業

提案団体と市が行う協働実施が、次の条件を満たすもの

(協働事業の主な要件)

- ・ 泊江市内で行われる事業
- ・ 令和7年度に実施可能な事業
- ・ 地域社会の発展または地域の課題や社会課題の解決が期待できる事業
- ・ 協働で実施することで、より大きな効果が期待できる事業
- ・ 協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業
- ・ 単年度で完了する事業（3年間を限度に継続実施の提案可能）

※対象外の事業

- ・ 営利を主たる目的とするもの
- ・ 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・ 公序良俗に反するもの 等

◇市民提案型

<提案から事業実施までの流れ>

① こまえくぼ 1234への登録（登録先：こまえくぼ 1234）

事前に市民活動団体としてこまえくぼ 1234 に登録が必要です。



② 事前相談【4月～5月】（相談先：政策室・こまえくぼ 1234）

★市民協働事業実施計画書（検討内容を記入したもの）が必要

企画・検討している事業のイメージを把握するため、申請前に、こまえくぼ 1234 との相談が必要です。

相談時には、市民協働事業実施計画書を基に気になる点等ぜひこの場で相談してください。
※未記入の箇所があっても構いません。



③ 提案事業の申請【5月～6月】

（申請先：政策室・こまえくぼ 1234）

令和 6 年 6 月 21 日（金）必着で、申請書類を政策室へ提出



④ 市の担当部署を決定【7月】

提案された事業の内容等に応じて事業担当部署を決定し、提案団体および事業担当部署に通知します。

ぜひ質問してください！
事業実施は担当部署と行うことになりますので、お互いの考えを知ることも大事です。



⑤ 市の担当部署へ質問【7月】（提出先：担当部署）

担当部署決定の翌日から 14 日以内に、担当部署に対して質問書により質問ができます。

審査のポイント（P12）を参考に、申請からプレゼンテーションまでの流れを練ってみてください。



⑥ 公開プレゼンテーション、審査【7月】

提案した事業について、7月 20 日（土）にプレゼンテーションを行っていただきます。審査は、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が担当します。審議会は協働事業としての実施が望ましいか否かを判断し、市に答申します。



⑦ 提案事業に対する結果通知【9月】

市は、審議会の答申を受け、提案された事業を協働事業として実施するか否かを決定し、9月中に提案団体へ通知します。

※結果は市ホームページでも公表します。



⑧ 協議【9月～】（協議先：担当部署）

事業実施が決定した場合は、次年度の事業実施に向けて、提案団体と担当部署で事業内容の協議、調整を行います。
※担当部署は、事業に係る予算を次年度予算に計上します。

協定書には「協働の原則」「相互の役割分担」「情報の共有体制」等、事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を盛り込みます。

⑨ 協定締結、予算確定【3月】（手続き先：担当部署）

協議後、提案団体と担当部署で協定を締結します。予算は市議会の議決により令和7年3月頃に確定します。

⑩ 令和7年度中に提案事業を実施します。

報告書作成

事業終了後8週間以内に事業報告書を作成します。報告書は、市ホームページで公表するとともに、市の担当部署で閲覧できるようにします。

報告書には協働事業の成果や実施した感想などを盛り込んでください。

<令和6年度のスケジュール>

・募集期間	： 5月1日（水）～6月21日（金）
・担当部署の決定	： 7月上旬予定
・プレゼン、審査	： 7月20日（土）※審査結果は後日（9月中）文書で通知
・協議、調整、予算積算	： 9月以降
・提案事業の予算確定	： 令和7年3月頃
・事業実施	： 令和7年度から（事業実施前に市と協定を締結します。）

<申請に必要な書類>

- 様式第1号 市民提案型市民協働事業実施計画書
※「市総合基本計画該当施策」については、P22に記載のものと確認のうえ、該当する施策番号及び施策名を記入してください。
- 様式第2号 市民提案型市民協働事業提案書
- 様式第3号 市民提案型市民協働事業収支計画書
- 添付書類
 - ・定款または会則等
 - ・前年度の活動実績がある場合は、前年度事業報告書および収支決算書
 - ・役員名簿
 - ・その他参考となるもの

※提案書類は個人情報を除き、プレゼンテーションの際に来場者へ配布いたします。

申請書類は、担当部署が提案事業にとってどのような取組みが行われるかを知る上で、重要な書類となります。
団体のこれまでの活動内容や提案内容の構想がわかるよう、できる限りデータ資料や写真などを提示してください。

◇行政提案型

<提案から事業実施までの流れ>

① こまえくぼ 1234への登録（登録先：こまえくぼ 1234）

事前に市民活動団体としてこまえくぼ 1234 に登録が必要です。



② 募集テーマの公表【5月】 ★P8～P17に掲載

令和6年5月上旬に、今年度の募集テーマを市広報等で公表します。



③ 市の担当部署へ質問【5月】（提出先：担当部署）

募集テーマを公表した日の翌日から、担当部署に対して質問書により質問できます。



④ 事前相談・調整【5月～6月】（相談先：こまえくぼ 1234）

★市民協働事業実施計画書（検討内容を記入したもの）が必要

企画・検討している事業のイメージを把握するため、申請前に、こまえくぼ 1234 との相談が必要です。

相談後、担当部署との調整を行っていただきます。

相談時には、市民協働事業実施計画書を基に気になる点等ぜひこの場で相談してください。
※未記入の箇所があつても構いません。



⑤ 提案事業の申請【6月】（申請先：政策室・こまえくぼ 1234）

6月21日（金）必着で、申請書類を政策室へ提出



⑥ 公開プレゼンテーション、審査【7月】

提案した事業について、7月20日（土）にプレゼンテーションを行っていただきます。審査は、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が担当します。審議会は協働事業としての実施が望ましいか否かを判断し、市に答申します。

審査のポイント（P10）を参考に、申請からプレゼンテーションまでの流れを練ってみてください。



⑦ 提案事業に対する結果通知【9月】

市は、審議会の答申を受け、提案された事業を協働事業として実施するか否かを決定し、9月中に提案団体へ通知します。

※結果は市ホームページでも公表します。



⑧ 協議【9月～】（協議先：担当部署）

事業実施が決定した場合は、次年度の事業実施に向けて、提案団体

と担当部署で事業内容の協議、調整を行います。

※担当部署は、事業に係る予算を次年度予算に計上します。



⑨ 協定締結、予算確定【3月】(手続き先：担当部署)

協議後、提案団体と担当部署で協定を締結します。予算は市議会の議決により令和7年3月頃に確定します。

協定書には「協働の原則」「相互の役割分担」「情報の共有体制」等、事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を盛り込みます。



⑩ 令和7年度から提案事業を実施します。



⑪ 報告書作成

事業終了後8週間以内に事業報告書を作成します。報告書は、市ホームページで公表するとともに、市の担当部署で閲覧できるようにします。

報告書には協働事業の成果や実施した感想などを盛り込んでください。

<令和6年度のスケジュール>

・募集期間	： 5月1日（水）～6月21日（金）
・プレゼン、審査	： 7月20日（土）※審査結果は後日（9月中）文書で通知
・協議、調整、予算積算	： 9月以降
・提案事業の予算確定	： 令和7年3月頃
・事業実施	： 令和7年度から（事業実施前に市と協定を締結します。）

<申請に必要な書類>

- 様式第1号 行政提案型市民協働事業実施計画書
- 様式第2号 行政提案型市民協働事業提案書
- 様式第3号 行政提案型市民協働事業収支計画書
- 添付書類
 - ・定款または会則等
 - ・前年度の活動実績がある場合は、前年度事業報告書および収支決算書
 - ・役員名簿
 - ・その他参考となるもの

※提案書類は個人情報を除き、プレゼンテーションの際に来場者へ配布いたします。

申請書類は、担当部署が提案事業によってどのような取組みが行われるかを知る上で、重要な書類となります。
団体のこれまでの活動内容や提案内容の構想がわかるよう、できる限りデータ資料や写真などを提示してください。

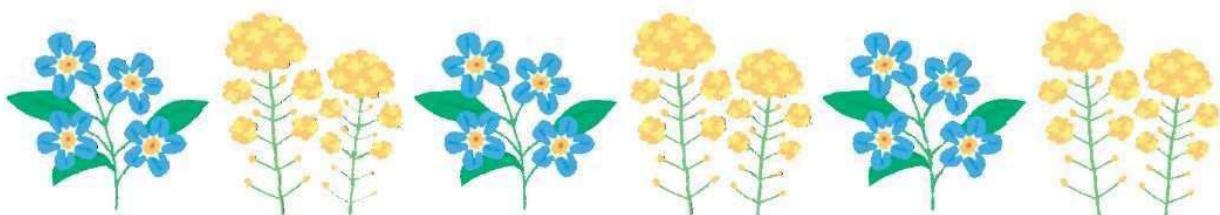
<令和6年度 行政提案型募集テーマ一覧>

	募集テーマ	担当部署	事業内容
P9	開かれた議会をもっとみんなに	議会事務局	議会のことをもっとみんなに知ってもらうため、GG＝議会だよりと認知度を上げたい
P10	外国人にやさしいまちづくり	政策室	日本に来て言語に困っている外国人に対する外国語通訳ボランティア派遣事業の効果的な周知・啓発
P11	.防犯まち歩き (自転車盗対策)	安心安全課	自転車盗の多発地域を分析し、市内を歩きながら現地確認することで、危険個所の把握、市民の防犯意識の向上を図るほか、対策を検討、実施する。
P12	泊江ブランド農産物のPR活動	地域活性課	泊江ブランド農産物 PR 活動の企画・調整・運営 例) モニター活動・収穫体験や料理教室の企画
P13	友好都市交流・越後川口「食文化体験・交流」	地域活性課	泊江市内で開催する、誰もが参加できる越後川口の郷土料理づくり体験と交流会事業の企画、調整、運営、PR
P14	高齢者等への見守り事業	福祉相談課	・相談（通報）先等をまとめたチラシの作成、配布 ・講演会の実施 等
P15	子どもたちの学びの場づくり	子ども若者政策課	子ども・若者の「学びの場」事業を実施する
P16	公園を活用したコミュニティガーデンの創出	環境政策課	・コミュニティガーデンを維持するための知恵や知識、植栽のデザインの手法や園芸作業の技術などの講座の開催。 ・花壇の造成、植物の植えつけなどを行い、コミュニティガーデンの創出を図る。
P17	きれいで安全な歩行空間確保サポート	道路交通課	・街路樹のある市内主要道路の下草清掃 ・折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物の発見、市へ通報
P18	施設予約システム更新に伴う使い方の周知について	社会教育課	・施設予約システム変更の周知事業 ・施設予約システム変更の説明事業

<令和6年度募集テーマの事業概要>

事業概要を確認のうえ、テーマに対する事業の条件・内容等を踏まえた事業を提案してください。

テーマ（事業名） 1 開かれた議会をもっとみんなに	
現状と課題	令和3年度に実施された、「こまえ市議会だより」の認知度を測った市民調査の結果は59.3%。開かれた議会を目的として改訂後の令和4年度の同調査では「GG（ギカイガイド）」の認知度は18.6%に下がっている。これを踏まえ、令和4年8月号より、WEBアンケートの実施、電子図書館への掲載、マチイロへの掲載により周知方法を増やし対応しているものの、令和5年度の調査は39.0%で、上昇は見られたものの、GGとしての認知度が以前の市議会だよりを上回るまでには至っていない。議会の事をもっとみんな（市民）に知ってもらうため、GG=議会だよりとして認知度を上げたい。
テーマに対する事業の条件・内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・若者及び子育て世代に、GG=議会だよりと認知されるものの制作（例えばチラシ等） ・若者及び子育て世代に、GG=議会だよりと認知される特集記事及び表紙の制作（実際のGG）
協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ分野に精通した団体との協働により、課題解決に効果的な事業実施が期待できる。 ・特集記事等の見直しにより、みんなが自分ごとと親近感を覚えるような広報紙となることが期待される
協働事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・設定テーマに関心があり、課題解決につながる提案を行うことができる。 ・主導的に事業の提案や企画、運営等が実施できること。 ・若者、子育て世代に興味関心を持ってもらえる企画立案ができる。
役割分担	<p>(市の役割) 予算等の確保、事業の調整・実施、広報等</p> <p>(提案者の役割) 事業の企画・調整・実施、広報等</p>
担当部署からのメッセージ	GG=議会だよりであることが若者及び子育て世代に認知されるような開かれた議会につながるアイディアをお待ちしています。
担当部署名	議会事務局



テーマ（事業名）		2 外国人にやさしいまちづくり
現状と課題	<p>令和6年4月1日現在、市内において1,523人の外国人住民が生活を送っているが、言語の面で地域や学校等でのコミュニケーションや日常生活に困難を抱えている人もいる状況である。</p> <p>柏江市では、平成31年度から日本語での意思の伝達が困難な市民と行政との間で行われる手続き、相談又は面談が的確な意思の伝達に基づいて行われるように、外国語通訳ボランティア派遣事業を行っている。</p> <p>しかし、制度創設から5年間の年間平均派遣数は11件となっており、制度の周知が課題となっている。</p>	
テーマに対する事業の条件・内容等	<p>日本に来て言語に困っている外国人に対する外国語通訳ボランティア派遣事業の効果的な周知・啓発</p>	
協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに精通した団体との協働により、課題解決に有効な事業実施が期待できる。 ・多文化共生社会の推進として、市民への啓発につながることも期待できる。 	
協働事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・設定テーマに関心があり、課題解決につながる提案を行うことができる ・主導的に事業の提案や企画、運営を行うことができる ・支援が必要な外国人に制度を届ける事業を実施できること 	
役割分担	<p>(市の役割)</p> <p>予算や活動場所等の確保、事業の調整・実施、広報等</p> <p>(提案者の役割)</p> <p>事業の企画・調整・実施、記録、広報等</p>	
担当部署からのメッセージ	<p>制度が創設された平成31年4月1日時点の外国人住民数は1,319人、本年4月1日時点は1,523人と204人増えていることもあり、今後はより一層多様な文化を理解する取組が必要となります。事業の企画や外国人への適切な支援等、国籍を問わず共に暮らしていくことのできる地域社会の実現につながる提案をお待ちしています。</p>	
担当部署名	企画財政部 政策室 市民協働推進担当	



テーマ（事業名）

3 防犯まち歩き（自転車盗対策）

現状と課題	市内の刑法犯認知件数は、昨年は微増（令和4年309件⇒令和5年316件）となったものの、平成14年をピークに減少傾向にある。件数の内訳を分析すると、316件のうち、自転車盗が110件、約35%と大きな割合を占めている。調布警察署・調布市と情報交換を行い、傾向や対策を安心安全通信や駅頭キャンペーン等で周知するとともに、有効な対策であるダブルロックのためのワイヤー錠を配布するなど対策を講じているものの、令和3年78件、令和4年105件と増加傾向にある。
テーマに対する事業の条件・内容等	イメージは、防災まち歩きの防犯バージョン。 調布警察署と連携し、自転車盗の発生多数地域等をGISを用いて分析し、市内を歩きながら現地確認することで、危険箇所の把握、市民の防犯意識の向上を図るほか、対策を検討、実施する。
協働により期待される効果	市民協働で事業を企画、実施することによって、新たな発想や視点を盛り込んだ事業展開が期待でき、市内の刑法犯認知件数の減少、自転車盗の減少につながることが期待できる。
協働事業者の条件	地域に詳しく、防犯に関心があること。
役割分担	(市の役割) 予算の確保、事業の企画、調整、実施、広報 等 (提案者の役割) 事業の企画、調整、実施 等
担当部署からのメッセージ	自転車盗は、駅前や店舗駐輪場だけではなく、一戸建て住宅の敷地内やマンション・アパートの敷地内の駐輪場でも発生しています。対策について一緒に考えましょう。
担当部署名	総務部 安心安全課 防災防犯係



テーマ（事業名）

4 狛江ブランド農産物の PR 活動

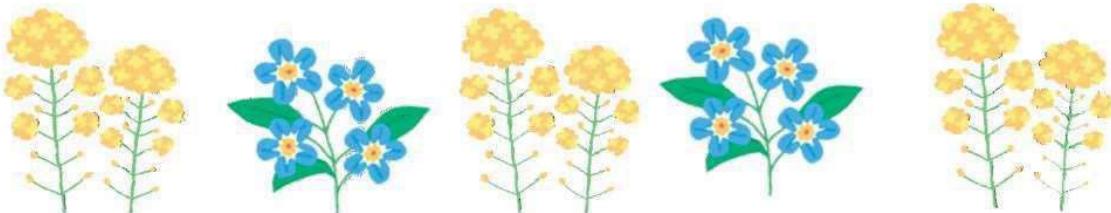
現状と課題	市内の有志農家が GAP（農業生産工程管理）の取組により食の安全を「見える化」することで、消費者の安心の根拠にしようと『狛江 GAP 研究会』を組織している。平成 26 年度から狛江独自の生産工程管理手法によって生産された、狛江ブランド農産物（当時は狛江ブランド野菜）の出荷が始まった。市内での直売やふるさと納税の返礼品等の事業を通じ PR を行ってきたが、多品目少量生産のため日常的に購入できる機会が限られていることや、農業生産工程管理の取組自体なじみ深いものではないため広く認知されているとは言えない状況である。狛江ブランド農産物の認知度の向上を図り、更なるブランド化の確立を目指すことが課題となっている。
テーマに対する事業の条件・内容等	狛江ブランド農産物 PR 活動の企画・調整・運営 例 ・モニター活動 ・収穫体験や料理教室の企画
協働により期待される効果	・狛江ブランド農産物の認知度拡大 ・都市農政への理解促進 ・地産地消 ・シビックプライドの醸成
協働事業者の条件	・狛江の農業の魅力発信に熱意があること ・SNS 等を活用でき、日常的に発信していること ・様々な年代や性別、考え方を持つ市民の意見を聞き、幅広い市民が参加できる事業を行う意識があること
役割分担	(市の役割) 事業の広報・狛江 GAP 研究会との調整 (提案者の役割) PR 事業の企画・調整・運営
担当部署からのメッセージ	安心で安全な狛江ブランド農産物の認知度向上を目指して、PR 活動と一緒に取り組んでいただける団体様からのご提案をお待ちしております。
担当部署名	市民生活部 地域活性課 地域振興係



テーマ（事業名）

5 友好都市交流・越後川口「食文化体験・交流」

現状と課題	柏江市と新潟県長岡市川口地域（越後川口）は昭和62年にふるさと友好都市の提携を結び、「第二のふるさと」として35年以上に亘り、事業や相互のイベント参加等を通じて交流を継続してきた一方で、事業内容や参加者の固定化等が課題であり、参加者の裾野拡大と新たな交流を模索する必要がある。 友好関係をさらに深めるとともに、越後川口の認知度を高めるため、越後川口の自然・環境・風土の体験を通じて、住民同士の交流の活性化と友好都市交流のPRにつなげる必要がある。
テーマに対する事業の条件・内容等	柏江市内で開催する、誰もが参加できる越後川口の郷土料理づくり体験と交流会事業の企画、調整、運営、PR
協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民同士の交流促進 ・友好都市の自然、環境、文化に触れる機会の創出 ・友好都市のPRと認知度拡大
協働事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市との交流推進に理解があること ・SNSの活用等で日常的な情報発信の環境があること ・様々な年代や性別、考え方を持つ市民の意見を聞き、幅広い市民が参加できる事業を行う意識があること
役割分担	<p>(市の役割) 長岡市川口支所その他関係者の紹介、施設予約、広報</p> <p>(提案者の役割) 事業の企画・調整・運営・PR</p>
担当部署からのメッセージ	郷土料理などの食文化体験と交流を通じて、ふるさと友好都市・越後川口を知っていたいただき、互いの地域の理解を深め、友好都市を第二のふるさととして交流を広げていただきたい。
担当部署名	市民生活部 地域活性課 コミュニティ文化係



テーマ（事業名）		6 高齢者等への見守り事業
現状と課題	<p>近所や地域の付き合いが希薄な社会になったことや、核家族化によって夫婦だけで生活していた後に配偶者との離別や死別により単身となる高齢者が増加していること等の影響から、高齢者の孤独死は特に都市部で増加傾向にあり大きな問題となっている。</p> <p>福祉相談課において、高齢者地域相談事業として、市内3カ所にこまほっとシルバー相談室を設置し、特に高齢者が多く居住する地域での見守り体制を整備しているが、それ以外の地域においても何らかの見守りがなされるよう働きかけが必要である。</p>	
テーマに対する事業の条件・内容等	<p>①チラシの作成・配布 衣類が汚れたままである・家がごみであふれている・理解力が低下したように感じる等のセルフネグレクトや認知面での低下が懸念される事例、新聞や郵便物が溜まっている・昼夜を通して照明が点灯している（または夜間に点灯されない）・姿を見かけなくなった等の孤独死が懸念される事例、これらに気づいた際の相談（通報）先等をまとめたチラシを、見回りをしている方々等の意見も参考に作成し、全戸配布することにより、早期の相談（通報）につなげる。</p> <p>②講演会の実施 福祉施設職員等を講師に迎え、気づきや見守りの「コツ」と連絡方法等について講演会を実施することにより、地域住民の理解を深める。</p>	
協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 支援や安否確認を必要としている方の情報をいち早く得ることにより、孤独死に至る前に発見・対応することで、一人でも多くの救える命を救うことが期待される。 見守りに関する普及啓発により、市民も「自助・互助・共助」について考える機会となり、自身等の将来のリスクへの備えるきっかけとなることが期待できる。 	
協働事業者の条件	高齢者支援、見守り活動への関心や理解があること。	
役割分担	<p>(市の役割) 予算の確保、事業の調整・実施、広報等</p> <p>(提案者の役割) 事業の企画・調整・実施等</p>	
担当部署からのメッセージ	孤独死は早期発見・早期対応することで、未然防止や、その被害を最小限に食い止められるケースも少なくありません。全ての方が安心して安全に暮らせるための提案をお待ちしています。	
担当部署名	福祉保健部 福祉相談課 相談支援係	

テーマ（事業名）

7 子どもたちの学びの場づくり

現状と課題	現在、市内には、地域団体の運営による様々な子ども・若者の居場所が点在しているが、不登校・集団不適応・ひきこもりなどをはじめとした様々な生きづらさを抱える子ども・若者の「学びの場」となり得るフリースクールの運営について現在市内にはない状況である。このような状況から、様々な子ども・若者が心地の良い居場所として感じができる「学びの場」を確保することが必要である。
テーマに対する事業の条件・内容等	子ども・若者の「学びの場」事業を実施する。 あわせて、子ども・若者の「居場所」や相談の場としていくことで、生きづらさを解消していく。 活動場所の確保等は市が行うが、運営については、団体が行うことで協働事業とする。
協働により期待される効果	不登校児の「学びの場」を確保することで、多様で適切な学習活動につなげ、誰一人取り残すことのない子ども若者施策を推進していく。
協働事業者の条件	安定・継続して「学びの場」の提供をすることができ、合わせて、子ども・若者の「居場所」、相談の場を提供することができるN P O法人等
役割分担	(市の役割) 予算、活動場所の確保、事業の調整・実施、広報など (提案者の役割) 事業の企画・調整・実施など
担当部署からのメッセージ	子ども・若者の多様な学びの場や居場所の確保が課題となっています。一緒に子ども・若者の生きづらさを解消していくことのできる団体からの提案をお待ちしています。
担当部署名	子ども家庭部 子ども若者政策課 企画政策係



テーマ（事業名）

8 公園を活用したコミュニティガーデンの創出

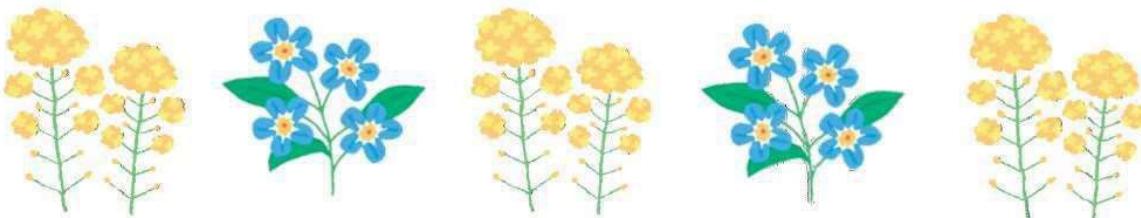
現状と課題	市内の公園は、開発事業に際して整備された提供公園が多いものの、個々の面積は小さく、比較的近接している特徴があり、どこも同じような公園となっている課題がある。 また、身近にある公園に愛着を持っていただくために、市民や地域が主体となった公園の管理手法を検討していく必要がある。
テーマに対する事業の条件・内容等	・コミュニティガーデンを維持するための知恵や知識、植栽のデザインの手法や園芸作業の技術などの講座の開催。 ・上記の講座のほか、花壇の造成、植物の植えつけなどを行い、コミュニティガーデンの創出。
協働により期待される効果	人と人の絆を育みながら、地域を緑豊かで、居心地の良い空間に変え、身近にある公園に愛着を持っていただけるとともに、「地域の庭」としてシビックプライドの醸成につなげていく。
協働事業者の条件	・地域の庭としてコミュニティガーデンの設置に熱意があること。 ・様々な年代や性別、考えを持つ市民の意見を聞き、幅広い市民が参加できる事業を行う意識があること。 ・S N S 等を活用でき、日常的な発信ができること。
役割分担	(市の役割) 予算の確保、講師の調整、事業の実施、材料・道具等準備、広報等 (提案者の役割) コミュニティガーデン事業の企画、調整、記録、運営、広報等
担当部署からのメッセージ	身近にある公園等を花や緑でいっぱいにして、「水と緑の柏江」の実現に向けて一緒に活動してみませんか。
担当部署名	環境部 環境政策課 水と緑の係



テーマ（事業名）

9 きれいで安全な歩行空間確保サポート

現状と課題	狛江市が管理する街路樹のある市内主要道路については機械清掃車両等による定期的な道路清掃を委託にて行っている。街路樹の落ち葉の時期と道路清掃の時期が合うよう調整を行っているが、強風等の突然の荒天等に合わせての道路清掃は、時期の調整が難しい。安全で快適な歩行空間を維持管理していくため、状況に応じて、市内主要道路以外の生活道路を含め、担当課職員にて道路清掃を実施する場合もあるが、日々高まっていく利用ニーズに対応していくには限界があり、市民の皆様にサポートしてほしい。
テーマに対する事業の条件・内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない範囲で、街路樹のある市内主要道路の下草清掃 等 ・折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物の発見、市へ通報
協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員だけでなく、市が委任した協働事業者による簡易除却清掃等を行うことで、市内の良好な道路空間を維持の一助が期待できる。 ・折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物の発見により、安全な道路空間の維持が推進される。
協働事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易除却清掃等行える者 ・折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物を定期的にパトロールできる者
役割分担	<p>(市の役割)</p> <p>予算等の確保、事業の調整・実施、広報、委嘱、研修等</p> <p>(提案者の役割)</p> <p>事業の企画・調整・実施、記録、広報等</p>
担当部署からのメッセージ	狛江市には、魅力ある自然や風景などがたくさんあります。道路もそれらの景観の一部です。魅力ある狛江の景観を守りたい！という思いを持った皆さんからのアイディアをお待ちしております。
担当部署名	都市建設部 道路交通課 道路管理係



テーマ（事業名）	10 施設予約システム更新に伴う使い方の周知について
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課のスポーツ施設利用団体、公民館の公民館利用団体、地域活性課の地域センター・地区センター利用団体に対し、市民センター改修後の利用開始に合わせて、施設予約システムを更新を検討している。 ・現在の施設予約システムは下記の課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ○利用施設により申込様式の相違 ○オンラインによる団体登録ができず、窓口のみの申請 ○キャッシュレス決済ができず、券売機で利用料の支払い ○許可書の窓口での受け取り ・予約システム更新について今後詳細の検討を行う予定であるが、予約システム更新を行った際に、新システムの利用方法に対する問い合わせが課題と考えられる。
テーマに対する事業の条件・内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインが苦手な方も含め、広く施設を使ってもらうため、新予約システムの利便性を享受できるよう、次にあげる事業を提案団体が企画、実施し、市は負担金を支出する。 ・次の事例にあげる事業を提案団体が企画運営し、市は負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設予約システム変更の周知事業 ②施設予約システム変更の説明事業
協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（団体）が持つノウハウや人脈を活用した創意工夫のある取組みが期待できる。 ・市民（団体）から市民に事業を実施することにより、市民の困りごとや市民の立場になった気付きに対応することが期待できる。 ・市民（団体）が市民に知識を広める事業自体が社会教育活動となり、社会教育活動の活性化につながる。 ・地域の人材育成、連携が期待できる。
協働事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設予約システムの使用方法を理解し、周知・説明事業を企画・運営できること。 ・性別、年齢、障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすい事業を実施することができること。
役割分担	<p>(市の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の確保、広報、運営の支援 <p>(提案者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体として、事業の企画及び運営
担当部署からのメッセージ	<p>新しい施設予約システム導入後、はじめて新システムを利用される方々に向けて、使い方教室や利用者サポートをしてくださる団体さまを募集します。</p> <p>利用者の皆様に寄り添った新システムの導入となるよう、ご協力いただけますと嬉しいです。</p>
担当部署名	教育部 社会教育課 社会教育係

◇審査の方法

- 提出いただいた書類と公開プレゼンテーションにより、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が審査を行います。
- プレゼンテーションの持ち時間は1事業につき15分です。10分程度で説明を行っていただき、その後の5分程度を審査委員との質疑応答時間とします。
- 提案事業の具体的な内容、特徴、必要性および団体と行政の役割分担等を説明し、提案事業を協働で実施することの有効性等をアピールしてください。
- 口頭での説明とあわせて、ホワイトボードやプロジェクターを利用することも可能です。（政策室で用意します。）パワーポイント等の電子データは事前に政策室まで提出していただきますので、これらの利用を希望される場合は事前にご連絡ください。

◇審査のポイント

各提案事業について、以下の7つのポイントにより審査します。★重点ポイント

評価項目	評価の視点・ポイント	点数
事業について	★公益性 提案事業は、地域社会の発展または地域課題の解決に寄与するものであるか。また、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであるか。 例えば… 団体の知名度や利益を上げるためだけの事業ではない。	/ 6
	具体性 事業内容や実施方法に具体性があり、市と団体の役割分担が明確かつ適切か。 例えば… 団体が実施したことがある事業内容を活かしたり、発展したものになるよう努力している。	/ 3
	実現性 事業計画は妥当であり、ウィズコロナ、アフターコロナに対応するなど事業に実現性があるか。 例えば… 市内の公園にて開催するイベントが、無理のない実施方法となっている。	/ 3
	効率性 収支予算は妥当であり、事業に効率性があるか。 例えば… チラシの印刷は市役所内の印刷機を利用するようになっている。	/ 3
団体について	★協働性 団体と市が協働することによって、さらなる効果が期待できる事業であるか。また、それぞれの強みを活かし、対等な立場で実施できる事業であるか。 例えば… 市の役割が、労働力と資金提供のみになっていない。	/ 6
	実施能力 提案団体は、提案事業を実施する能力を持つか。 例えば… 提案事業の基本となる活動を、団体ですでに行つたことがある。	/ 3
	★発展性 事業内容は、現状の団体の活動内容から発展性が見られるか。また、提案事業を実施することにより、団体の活動に発展が期待できるか。 例えば… 提案事業を実施した後、この経験を活かした団体のビジョンが描かれている。	/ 6

※4段階評価で、重点ポイントでないものは、それぞれ1/2の点数となります。（合計30点）

- 例) 公益性★：1. 大変寄与する（6点）、2. 寄与する（4点）、
3. あまり寄与しない（2点）、4. 全く寄与しない（0点）

※審査基準点は、合計 30 点の 1/2 となる 15 点×審査委員数以上、かつ重点ポイントについては「寄与する」等 4 点を基準とした 3 項目の合計 12 点×審査委員数以上となります。

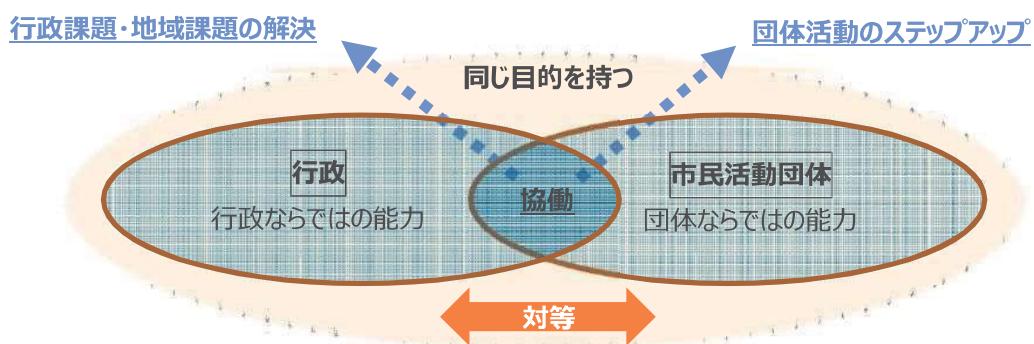
例) 審査委員が 3 人の場合

45 点 (15 点×3 人) 以上、かつ重点ポイント 36 点 (12 点×3 人) 以上

※審査基準点と審査委員による審議により総合的に評価します。

◇提案のポイント 「市民協働の意味を念頭に置く」

行政は、地域の中の社会的課題を解決する役割を持っていますが、行政のみの力だけでは解決できないことがあります。市民協働は、こうした課題に対して、市民活動団体と行政がパートナーとなり、団体の持つ力と行政の持つ力を発揮しあうことで解決を進めるものです。



POINT ! ・お互いの能力をどのように活用して社会的課題の解決を行うのか

・団体の発展へどう繋げていくのか

★行政の能力を生かせているのか？ ★市民ボランティアではダメなのか？ ★その他の資金獲得は難しいのか？

◇経費の考え方

- ・費用のかからない事業でも申請することができます。
- ・費用が必要な場合は、行政の予算にすべてを頼るのではなく、事業の継続性を高めるためにも、受益者からの負担金の徴収や、企業協賛の募集等による資金確保に努めてください。
- ・收支計画書に記載された予算をすべて市で負担できるとは限りません。

《支出経費の区分例》

○旅費交通費	視察および講師招聘等に要する公共交通機関を利用する場合の運賃等
○通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
○謝礼金	講師等の謝礼金 ※市の報償費基準に準じてください。基準については、事前にお問合せください。
○会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借上料 ※市施設での実施、市所有備品の借上の場合、費用はかかるないものとしてください。
○印刷製本費	チラシ等の印刷費、報告書の印刷および製本費 ※役所内での印刷（白黒）が可能な場合は、費用はかかるないものとしてください。
○消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
○保険料	ボランティア保険料およびイベント保険料
○運営管理費	事業を運営・実施するために必要な管理費

(対象外の経費)

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員（役員および会員）の食料費
- 団体の構成員の人件費等（給与のほか、報酬・報償等。交通費等の費用弁償は除く）
- 会議の茶菓子代、慰労会費、加入団体への会費など

御自分の団体で事業の実施を考えるとき、極限まで費用の負担を減らせるよう方法を検討されると思います。市との協働事業とはいえ、市の予算にも限りがありますので、できる限りの支出削減やその他の資金獲得を御検討の上、申請をお願いいたします。

◇市総合基本計画施策一覧

前期基本計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）では、市のまちづくりの方向性等を実現するための施策を示しています。課題の把握や提案内容を検討する際に参考にしてください。

※市民提案型市民協働事業については、市民提案型市民協働事業計画書に記載する「市総合基本計画該当施策」の施策番号（例：施策1-①）及び施策名（例：平和の希求・人権の尊重）を以下より選択してください。

市総合基本計画該当施策一覧

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

- 施策1-① 平和の希求・人権の尊重
- 施策1-② 市民参加・市民協働の推進
- 施策1-③ 市政情報の共有

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

- 施策2-① 防災体制の充実
- 施策2-② 防犯対策の強化

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

- 施策3-① 魅力の創出・向上・発信
- 施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進
- 施策3-③ 商工業の振興
- 施策3-④ 都市農業の推進

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

- 施策4-① 地域社会で支える子育て
- 施策4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援
- 施策4-③ 妊娠・出産・育児までのお切れ目のない支援
- 施策4-④ 学校教育の充実

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

- 施策5-① 地域共生社会づくりの推進
- 施策5-② 健康づくりの推進
- 施策5-③ 高齢者への支援
- 施策5-④ 障がい者への支援
- 施策5-⑤ 生活困窮者への支援

↑「施策番号」に該当

↑「施策名」に該当

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

- 施策6-① 地域における学びの充実
- 施策6-② 芸術文化・スポーツの振興
- 施策6-③ 歴史への理解と継承

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

- 施策7-① 水と緑の快適空間づくり
- 施策7-② 都市環境の確保
- 施策7-③ 循環型社会の推進
- 施策7-④ 下水道機能の維持・向上
- 施策7-⑤ 市街地整備の推進
- 施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

まちの姿8 持続可能な自治体経営

- 施策8-① 質の高い行政運営の推進
- 施策8-② 持続可能な財政運営の推進
- 施策8-③ 組織づくり・人材育成の推進

前期基本計画の詳細は[こちらから](#)



◇過去の採択事業

市民提案型

1

平成 24 年度実施事業（平成 23 年度提案）

『泊江プレーパーク（仮名）』

定常的な冒険遊び場の設置を目指し、実現の可能性について実践的な調査・研究を行いました。

- 実施団体：泊江にプレーパークをつくる会
- 事業担当部署：子育て支援課／道路公園課 ※実施時の部署名
- 事業内容：条件が異なる市内 5 カ所にて冒険遊び場を開催（近隣への聞き取りや来場者アンケート実施）、常設プレーパークを視察、実施結果を分析

2

令和 3 年度実施事業（平成 31 年度提案）

『泊江市における乳がんの早期発見・早期治療を広め、乳がん検診率向上目的とする事業』

実際に乳がんを発症した方やパートナーの体験談、乳がんの最新知識について学ぶことにより、乳がん検診の啓発を行うことを目的に実施しました。

- 実施団体：泊江市乳がん患者会
- 事業担当部署：健康支援課 ※実施時の部署名
- 事業内容：乳がん講演会『乳がんと診断されたとき』の実施

3

令和 4 年度実施事業（令和 3 年度提案）

『電柱に想定浸水深の位置を表示するプロジェクト』

浸水時の具体的イメージを定着させ、実際の水害時の各自の避難行動の指針策定につなげる目的として実施しました。

- 実施団体：元和泉 2・3 丁目町会
- 事業担当部署：安心安全課
- 事業内容：電柱所有者の東京電力との交渉を経て、17 本の電柱に想定浸水深の表示板と浸水水位を示す赤いテープ整備

行政提案型

1

平成 27 年度実施事業（平成 26 年度提案）

『みんなで「エンディングノート」を考え、作ろう！』

狛江市独自のエンディングノートを作成し、広く活用してもらうことで、「老い支度」や「終活」への関心を高めるとともに、市への愛着の向上を図ることを目的に実施しました。

- 実施団体：NPO 法人狛江共生の家
- 事業担当部署：高齢障がい課
- 事業内容：勉強会の開催、エンディングノートの作成作業、市民向けの活用方法に関する講演会を実施、エンディングノートの配布

2

平成 31 年度実施事業（平成 30 年度提案）

『出生届記念品等の作成』

出生という一大イベントの記念となる記念品を作成することに加え、戸籍届出をシティーセールスの機会と捉え、狛江市に一層愛着をもってもらい、ふるさと意識の向上やシビックプライドの醸成を目指し実施しました。

- 実施団体：一般財団法人狛江文化振興事業団「絵手紙発祥の地—狛江」実行委員会
- 事業担当部署：市民課
- 事業内容：出生記念台紙の作成

3

令和 5 年度実施事業（令和 3 年度提案）

『ラグビー日本代表選手と一緒にスポーツをしよう！

～ストリートラグビーと講演会～』

えきまえ広場や体育施設を活用し、スポーツ体験やイベント等、スポーツ活動を促進し、スポーツの裾野を広げることを目指し実施しました。

- 実施団体：狛江市ラグビーフットボール協会
- 事業担当部署：社会教育課
- 事業内容：トンガ王国チャリティストリートラグビー & デフラグビー紹介とラグビールール説明講習会

記入例・ポイント

様式第1号（第5条の2・第6条関係）

令和6年 5月 15日

団体名 NPO 法人狛江太郎の会

狛江市市民提案型市民協働事業実施計画書

1 提案事業の目的・必要性

地域社会の発展及び地域社会における課題の解決といった公益性の視点を基に、市との協働事業という趣旨を踏まえて記入してください。

★事業を検討した背景にある課題等について、なぜ解決が必要なのか、どのような状態になることを目指すのか等記入してください。

2 提案の内容

（1）提案事業の内容

提案の目的を達成するために、どのような事業を計画していますか。具体的に記入してください。

★対象とする人や規模等具体的に記載するとイメージしやすくなります。

(2) 市総合基本計画該当施策

提案事業は、どの施策に位置付けられますか。該当するものを記入してください。

施策番号	●-○	施策名	★令和6年度募集要領P22を確認のうえ記入してください。
------	-----	-----	------------------------------

(3) 協働の体制

提案の中で、市と協働実施するに当たり提案団体と市との役割分担、また協働による効果及び必要性について、記入してください。

協働実施を希望する部署名	●●課
--------------	-----

■ 提案事業における、提案団体と市の役割分担

〈提案団体が行うこと〉

★事業を実施していくうえで提案団体が担う役割を記入してください。

〈市が行うこと〉

★事業を実施していくうえで市に担ってほしい役割を記入してください。

■ 協働実施による効果・必要性

★事業の実施にあたり、市と協働でなければできないことは何か、それぞれが単独で実施する場合と比べ、より効果が得られるのはどのようなことか等記入してください。

3 提案団体について

協働事業実施に当たっての提案団体の特徴、強み等を記入してください。また、実施することによって、団体にどのような発展が期待できるか併せて記入してください。

■ 提案団体の特徴、強み等

★活動実績等を踏まえて提案団体の強み等記入してください。

■ 将来の展望

★事業をどのように継続していくか、事業の成果をどのように生かしていくか等記入してください。

4 提案事業の実施スケジュール

想定する提案事業の実施スケジュールを記入してください。

■実施期間

令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 10日

■スケジュール

時期	内容	時期	内容
4月	企画検討委員会	10月	事業準備
5月	企画検討委員会	11月	地域散策・交流会②
6月	参加者募集	12月	
7月	事業準備	1月	参加者アンケート集計
8月	地域散策・交流会①	2月	
9月	参加者募集	3月	

5 自由記述欄

4までに記載しきれなかったこと、特にアピールしたい点等あれば記入してください。

★事業の提案にあたり、上記に記載したほか特に伝えたいこと等あればこちらに記入してください。

記入例

様式第2号（第6条関係）

令和6年 5月 15日

狛江市長 様

団体名 NPO法人狛江太郎の会

団体所在地 狛江市和泉本町1-1-5

代表者名 狛江 太郎

連絡責任者名 狛江 花子

連絡責任者電話番号・FAX番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡責任者メールアドレス 〇〇〇@city.komae.lg.jp

狛江市市民提案型市民協働事業提案書

狛江市市民提案型市民協働事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり提案します。

記

事業名 狛江の地域散策・交流事業

添付書類

- (1) 狛江市市民提案型市民協働事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 狛江市市民提案型市民協働事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 定款又は会則等
- (4) 前年度事業報告書及び収支決算書（前年度の活動実績がある場合に限る。）
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

狛江市市民提案型市民協働事業収支計画書

事業総額（見込み）

200,000円

(収入)

区分	見積額（単位：円）	積算根拠（単価、数量等）
市負担金	100,000	
協賛金	100,000	
合計	200,000	

(支出)

区分	見積額（単位：円）	積算根拠（単価、数量等）
印刷費	50,000	チラシ〇部×@〇円（カラー印刷）
消耗品費	50,000	〇円（交流に必要な物品の購入）
保険料	100,000	児童〇人×@〇円、地域住民〇人×@〇円
合計	200,000	

《支出経費の区分例》

○旅費交通費	
○通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
○謝礼金	講師等の謝礼金
○会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借上料
○印刷製本費	チラシ等の印刷費、報告書の印刷および製本費
○消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
○保険料	ボランティア保険料、イベント保険料
○人件費	事業を実施するために必要な人員の人件費
○運営管理費	事業を運営・実施するために必要な管理費
○その他	

(対象外の経費)

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員（役員および会員）の食料費
- 団体の構成員の入会費等
(給与のほか、報酬・報償等。交通費等の費用弁償は除く)
- 会議の茶菓子代、慰労会費、加入団体への会費など

◇狛江市市民活動支援センターの活用



こまえくぼ1234 (狛江市市民活動支援センター)

市民協働事業提案制度の申請内容についての相談も随時受け付けています。団体の活動の一助となる場所ですので、是非御活用ください。

『こまえくぼ1234』は、市民の皆さん的生活をより良くするために、市民活動に取組みたいと考えている個人や団体を支援しており、団体運営に関する相談や相談会、団体向け講座等を実施しています。

ぜひお気軽にこまえくぼ1234にお問い合わせください。様々な団体や機関、施設とのネットワークのなかでご相談に応じていきます。

例えば
こんなご相談！

- ・市民活動をしてみたい。団体を設立したい。
- ・会員が少なくなってきたが、どうしたらいいか。
- ・運営が思うようにいかない。助成金を探している。
- ・狛江市の後援をとりたいが、どうしたらいいか。
- ・提案制度の申請内容について、検討が行き詰っている。

○センターではこんなことをしています

- ★相談・コーディネート（運営相談、活動相談、ニーズ相談等）
- ★情報・啓発事業（情報誌の発行、ホームページ運営）
- ★養成・研修事業（ガイダンス、講座、セミナー）
- ★ボランティア・市民活動団体の組織化事業
- ★ボランティア・市民活動学習と体験学習の推進

○センターの利用について

令和6年4月4日から狛江市役所5階に仮移転しました

開館時間 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日および12/29～1/3はお休み)

住所 〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5 狛江市役所5階

電話 03-5761-5556

FAX 03-5761-5033

メール info@vc.komae.org

